

3 定期予防接種における注意点

(1) 予防接種法の改正

平成 25 年 3 月 30 日に予防接種法の一部を改正する法律が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として Hib（ヒブ）感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）が新たに追加された。また、これまで一類疾病、二類疾病となっていた分類をそれぞれ A 類疾病、B 類疾病とし、新たに追加した Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、子宮頸がんについては、A 類疾病とした。

平成 26 年 7 月 2 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が、同年 7 月 16 日に予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、それぞれ公布され、平成 26 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が新たに追加された。新たに追加した水痘については A 類疾病、高齢者の肺炎球菌感染症については、B 類疾病とした。

平成 28 年 6 月 22 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、平成 28 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として B 型肝炎が A 類疾病へ新たに追加された。

令和 2 年 1 月 17 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、令和 2 年 10 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病としてロタウイルス感染症が A 類疾病へ新たに追加された。

令和 6 年 3 月 29 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行された。この改正により、予防接種の対象疾病として新型コロナウイルス感染症が B 類疾病へ新たに追加された。

(2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び Hib 感染症の予防接種

平成 24 年に、急性灰白髄炎の使用ワクチンの変更があり、平成 24 年 9 月に経口生ポリオワクチンに代わって IPV が導入され、さらに平成 24 年 11 月に DPT-IPV ワクチンが導入された。DPT-IPV ワクチンが導入された際、これまでジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種と急性灰白髄炎の予防接種に分かれていた予防接種が、定期接種実施要領で、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種に統一された。その後、令和 6 年 3 月 29 日に予防接種実施要領の一部が改正され、令和 6 年度より、百日せき、ジフテリア、破傷風、急性灰白髄炎の予防接種に加え、Hib 感染症の予防接種を追加した 5 種混合ワクチンの使用が可能となった。

現在、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び Hib 感染症の予防接種に使用されるワクチンは、DPT-IPV-Hib ワクチン、DPT-IPV ワクチン、DT ワクチン、IPV、Hib となっている。

DPT-IPV-Hib ワクチンの接種間隔及び接種年齢は、初回接種については生後 2 月に達した時から生後 7 月に至るまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 6 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこととされている。IPV の初回接種については、標準的な

接種間隔の設定はなく、20 日以上の間隔をあけることのみが示されている。

Hib ワクチンは初回接種の開始時の月齢ごとに接種回数が異なる（P. 20 参照）。

（3） 麻しん及び風しんの予防接種

麻しん対策の強化と、風しんによる先天性風しん症候群の予防のため、平成 18 年度から、MR ワクチンが定期予防接種ワクチンに追加された。

接種方式は、第 1 期：1 歳児（生後 12～24 月児）と第 2 期：5 歳以上 7 歳未満児（小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの：いわゆる幼稚園等年長相当児）を対象とした 2 回接種となっている。

令和 6 年 1 月以降、武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの自主回収及び出荷停止の影響により、MR ワクチンの偏在等が生じ、接種対象期間内に麻しん及び風しんの定期接種を受けられない対象者が見込まれた。そのため、令和 7 年 3 月 11 日付事務連絡で、当該事由により令和 6 年度内に麻しん及び風しんの定期接種を受けられない接種対象者については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間、接種対象期間を超えた接種が可能とされた。

（4） 日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種については、過去にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンと重症の急性散在性脳脊髄炎（ADEM）との因果関係が肯定されたため、積極的な接種勧奨が差し控えられてきた経緯がある。平成 21 年 2 月 23 日に乾燥細胞培養による日本脳炎ワクチンが承認され、新たに第 1 期予防接種の使用ワクチンとして位置づけられた。同様に、平成 22 年 8 月 27 日からは第 2 期の使用ワクチンとしても位置づけられた。

平成 22 年度からは、積極的な接種勧奨が再開され、接種勧奨が差し控えられていた期間に接種を受けなかった者に対して接種機会を確保するため、接種対象年齢の拡大が行われてきた。平成 25 年度からは、平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、20 歳未満にある者は第 1 期及び第 2 期が接種可能であり、平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日に生まれた者で、生後 6 月以上 90 月未満または 9 歳以上 13 歳未満の者で、平成 22 年 3 月 31 日までに第 1 期の予防接種が終了していない者は、第 1 期が接種可能となっている。

（5） 子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）の予防接種

子宮頸がんの予防接種については、平成 25 年 4 月 1 日より定期接種の対象となった。しかし、ワクチンの副反応の報告等を受け、平成 25 年 6 月 14 日の厚生労働省の検討会議の結果、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、一時的に積極的な接種勧奨を差し控えることになった。

令和 4 年度からは、積極的な接種勧奨が再開され、接種勧奨が差し控えられていた期間に接種を受けなかった者に対して接種機会を確保するため、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこととなった（キャッチアップ接種）（令和 4 年 3 月 18 日健健発 0318 第 3 号厚生労働省健康局健康課長通知）。対象は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子で、過去にワクチンの接種を合計 3 回受けていない者に対し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 3 年間、公費で接種可能となった。また、キャッチアップ接種については、令和 6 年度の夏以降の需要の大幅な拡大に伴う限定出荷の状況等も踏まえ、キャ

タッチアップ期間中に少なくとも1回以上接種している者について、期間終了後も3回の接種が完了できるよう、令和8年3月31日まで経過措置が設けられた。

令和5年度からは、定期予防接種で使用可能なワクチンとして、従来の2価及び4価に加え9価ワクチンが使用可能となった。（令和5年3月31日健発第19号厚生労働省健康局長通知）